

国家戦略特区版 エンジェル税制 確認申請の手引き

～ 目 次 ～

1. エンジェル税制申請から確定申告までの流れ	1
2. 国家戦略特区版エンジェル税制の税制優遇	3
3. 国家戦略特区版エンジェル税制の適用要件	4
4. 各手続きにおける必要書類	9
5. 指定会社が投資をする個人に発行する書類	12
6. 指定会社が投資をした個人に発行する書類	12
7. 指定会社が税務署に提出する書類	12
8. 個人が確定申告のために必要な書類	13
9. その他注意事項	14
10. エンジェル税制要件確認フローチャート	15
11. 要件確認で特に留意すべき事項	16
12. 国家戦略特区版エンジェル税制相談窓口	

国家戦略特区版エンジェル税制を適用
するための手続きを整理しました。

内閣府

地方創生推進事務局

〈ご注意〉

- ※ 当冊子はエンジェル税制の内容を説明しているものではありません。
- ※ 当冊子は認定投資事業有限責任組合・証券会社経由の手続きについては説明しておりませんのでご了承ください。
- ※ 以下の法令について略称を用いています。
国家戦略特別区域法＝法、同法施行規則＝規則

1. エンジェル税制申請から確定申告までの流れ

	 実施会社	 投資家	 内閣府
1 事業実施計画の提出（規則3） →必要書類 P9	提出	—	確認
2 指定会社の申請・指定（規則15） →必要書類 P9	申請	—	指定書の交付
3 特定株式投資契約の締結	契約の締結	契約の締結	
4 株式投資契約の締結状況（※払込前）の報告（規則17①②③） →必要書類 P10	報告	—	認定証の交付
5 認定書交付証明書の交付（規則17⑤）	交付	受領	
6 投資（個人からの払込）	株式の発行	払込	—
7 資金調達後の確認申請（規則17⑥⑦⑧） →必要書類 P10	申請	—	確認書の交付
8 指定に係る事業実施の報告（事業年度終了後1ヶ月以内、規則16） →必要書類 P11	報告	—	認定書の交付
9 エンジェル税制適用の為に必要な確定申告添付書類の発行 →必要書類 P12	発行	受領	—
10 確定申告 →必要書類 P13	—	確定申告	—

* 実施会社：国家戦略特区区域内において特定事業を実施する企業

申請から確定申告までの概要

エンジェル税制の適用に当たっては、対象企業及び投資をした個人それぞれが一定の要件を満たしていることについて、対象企業が次に掲げる手続きを特区自治体を通じ、申請窓口である内閣府に対して行う必要があります。

①事業実施計画の提出（規則3）

国家戦略特区において、エンジェル税制の適用を受ける前提として、特定事業を実施しようとする場合は、事業実施計画を内閣府に提出し、国家戦略特別区域担当大臣の確認を受ける必要があります。

※ 確認後、指定申請前に、当該事業に係る区域計画について区域会議において作成し、内閣総理大臣の認定を受ける必要があります。

②「指定会社」の申請（規則15）

次に、国家戦略特区版エンジェル税制の適用を受けようとする会社は、投資を受ける前に指定会社（規則15⑦）としての指定を受ける必要があります。指定を受けることで、国家戦略特区版エンジェル税制について指定会社であることを説明でき、PR効果も期待されます。

指定会社の指定は、申請時点において国家戦略特区版エンジェル税制の対象企業か否かを確認するものであり、その後個人と特定株式投資契約の締結又は締結の目処がたったときには、改めて報告を行う必要があります。

③特定株式投資契約の締結状況（※払込前）の報告（規則17）

指定会社は、投資をする個人から金銭の払込みを受ける前に、特定株式投資契約の締結状況について内閣府に報告を行い、当該特定株式投資契約がエンジェル税制の対象となることについて認定を受ける必要があります。

※ 指定会社は認定を受けた後、特定株式投資契約を締結した個人に対して認定書交付証明書を交付する必要があります。

④資金調達後の確認申請（規則17）

指定会社は、投資が行われた後、内閣府に対して確認申請を行う必要があります。これにより申請が適正と確認されると内閣府から、指定会社へ確認書が交付されます。また、指定会社は、事業年度終了後一か月以内に、国家戦略特別区域担当大臣に対して、指定に係る事業実施の報告をし、認定を受ける必要があります。報告後、指定会社は、資金調達後の確認書その他、特定株式投資契約に定めた、確定申告に必要な書類を投資した個人へ交付し、個人はこれらをもって確定申告を行い、税制上の優遇措置を受けることとなります。

続いては、実施の申請手続きや、必要書類等を詳細に説明します。

2. 国家戦略特区版エンジェル税制の税制優遇

優遇措置

(対象企業への投資額－2,000円)をその年の総所得金額から控除

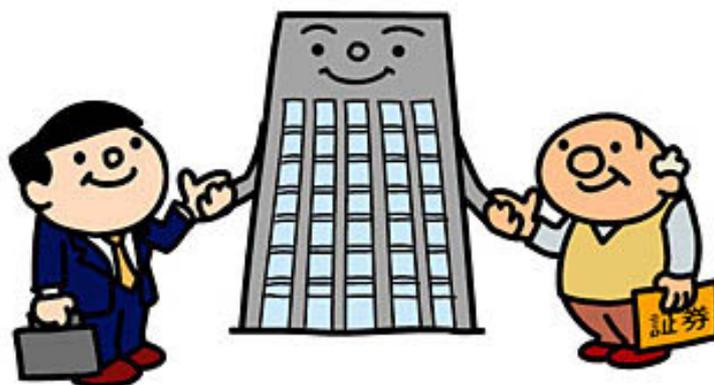
※ 控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と800万円のいずれか低い方

(注) 個人が投資して株主となったとき、指定会社が同族会社(法人税法第2条十)に該当することとなるときにおける当該株主及び投資する個人が租税特別措置法施行令26の28の3①各号に該当する場合、エンジェル税制は適用されません。

○根拠法令(法27の4)

優遇措置: 租税特別措置法41の19、所得税法78(読替え)等

* 上記優遇措置はエンジェル税制に係る経済産業省パンフレット等において「優遇措置A」とされているものです。国家戦略特区版エンジェル税制において、いわゆる「優遇措置B」及び「売却時の優遇措置」の適用はありません。



3. 国家戦略特区版エンジェル税制の適用要件

- ① 次の(1)、(2)いずれかに該当するベンチャー企業（※1）であることが必要です（規則13）。

※1 実施する事業が産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する等の一定の要件を満たす必要があります。

- (1) 次の(I)～(IX)に該当する事業を行う中小企業者（※2）であること。

※2 中小企業者の定義（中小企業基本法2①）は次の表のとおりです。

業 種	資本金の額又は出資の総額	常時使用従業員数
製造業・建設業・運輸業等	3億円以下	300名以下
卸売業	1億円以下	100名以下
サービス業	5,000万円以下	100名以下
小売業	5,000万円以下	50名以下

○高度医療の提供に資する医療技術の研究開発等

- (I) 放射線療法その他高度な医療の提供に資する医薬品又は医療機器の研究開発又は製造に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含みます。）
- (II) 高度な細胞の再生及び移植による再生医療（高度再生医療）の研究開発又は高度再生医療を行うために必要な物質の培養、製造若しくは研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含みます。）
- (III) 手術補助その他の治療、日常生活訓練その他医療及び介護に関する利用に供するロボットの研究開発又は製造に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含みます。）
- (IV) 情報通信技術を利用して行われる診療に係るシステムその他の医療に関する情報システム（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により作成又は保存される診療の記録に関するものを含みます。）の研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含みます。）
- (V) がん、循環器疾患、精神疾患、神経疾患、感染症、治療方法が確立していない疾病その他の疾病であって国としてその対策に取り組む必要

性が高いものに係る医薬品又は先端的な技術を用いて開発される国際競争力の高い医薬品の研究開発又は製造に関する事業

(VI) 治療方法が確立していない疾病その他の疾病であって国としてその対策に取り組む必要性が高いものに係る先端的な再生医療の研究に関する事業

(VII) 人体への影響の少ない方法により診断又は治療を行う医療機器又は身体機能を再生し、回復し、又は代替する医療機器の先端的な研究開発に関する事業

○農業の生産向上に係る高度な技術の研究開発

(VIII) 付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくはは輸出の促進を図るために必要な高度な技術の研究開発又は当該技術の活用に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含みます。）

(IX) 革新的な情報サービスを活用した農業の生産性の向上に係る研究開発に関する事業

(2) 創業及び雇用の促進に係る事業を行う小規模企業者（※3）のうち、一定のものであること。

※3 小規模企業者の定義（中小企業基本法2⑤）は次の表のとおりです。

業種	常時使用従業員数
商業又はサービス業	概ね5名以下
上記以外	概ね20名以下



② ①の(1)、(2)ごとに左欄に記載する「設立の日以後の期間」の区分に従い、それぞれ右欄の「要件」のうち、○についてはすべて、◆についてはいずれかを満たすことが必要です（規則14ニ）。

(1) ①の(1)に該当する中小企業者

設立の日以後の期間	要件（※4）						
	研究者数等要件（一）	事業計画要件（二）	特区事業費要件（三）	営業利益率要件（四）	新事業活動従事者数要件（五）	試験研究費等要件（六）	売上高成長率要件（七）
1年未満（設立事業年度未経過）	○	○	—	—	—	—	—
1年未満（設立事業年度経過）	○	—	○	○	—	—	—
1年以上2年未満	—	—	○	○	◆	◆	—
2年以上5年未満	—	—	○	○	—	◆	◆

(2) ①の(2)に該当する小規模企業者

設立の日以後の期間	要件（※4）								
	研究者数等要件（一）	設立時従業員数要件（二）	事業計画要件（三）	特区事業費要件（四）	営業利益率要件（五）	従業員数増加要件（六）	新事業活動従事者数要件（七）	試験研究費等要件（八）	売上高成長率要件（九）
1年未満（設立事業年度未経過）	○	○	○	—	—	—	—	—	—
1年未満（設立事業年度経過）	○	○	—	○	○	—	—	—	—
1年以上2年未満	—	○	—	○	○	○	◆	◆	—
2年以上3年未満	—	○	—	○	○	○	—	◆	◆

※4 各要件の定義は次の表のとおりです。

要件	定義
(i) 研究者数等要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ (研究者又は新事業活動従事者の数) ≥ 2 人、 かつ ・ (研究者又は新事業活動従事者の数) / (常勤の役員及び従業員の合計数) $\geq 10\%$ であること
(ii) 事業計画要件	事業の将来における成長発展に向けた事業計画を有すること
(iii) 特区事業費要件	(資金計画に記載された特区事業費の額) / (前事業年度の営業費用の額) $\geq 50\%$ であること
(iv) 営業利益率要件	(前事業年度の営業利益の額) / (前事業年度の売上高) $\leq 2\%$ であること
(v) 新事業活動従事者数要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ (新事業活動従事者の数) ≥ 2 人、 かつ、 ・ (新事業活動従事者の数) / (常勤の役員及び従業員の合計数) $\geq 10\%$ であること
(vi) 試験研究費等要件	(前事業年度の試験研究費等) / (前事業年度の収入金額) $> 3\%$ であること
(vii) 売上高成長率要件	(前事業年度の売上高) / (前々事業年度の売上高) $> 125\%$ であること等
(viii) 設立時従業員数要件	(設立時の従業員の数) ≥ 5 人 (商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む会社にあつては1人) であること
(ix) 従業員数増加要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ (投資契約の締結日における従業員の数) \geq (設立時の従業員の数)、 かつ、 ・ (投資契約の締結日における従業員の数) \geq (前事業年度末における従業員の数) + 2 人 (商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む会社にあつては1人) であること

※5 各用語の定義は次の表のとおりです。

用語		定義
研究者		特定の研究テーマを持って研究を行っており社内で研究を主として行う方で試験研究等に含まれる支出がなされる方。
新事業活動従事者		新規製品やサービスの企画・開発に従事する方や、新規製品やサービスが市場において認知されるために必要となる広告宣伝や市場調査の企画を行う方。
試験研究費等	試験研究費	新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究のために特別に支出する費用。 【具体例】 研究者の人件費、試験・研究のための原材料費、試験研究に係る調査費等経費、外部への試験研究の委託費
	その他の費用	新たな技術もしくは新たな経営組織の採用、技術の改良、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出する費用。 【具体例】 ・技術の採用に係る費用（技術導入費、特許権の使用、マニュアル使用料等） ・経営組織の採用に係る費用（販売提携や代理店採用に係る企画担当者の人件費、会議費、調査費等） ・技術の改良に係る経費（製品化に向けての研究者人件費や原材料費、マニュアル作成のための費用等） ・市場の開拓等に係る費用（新製品PRのための広告宣伝費・市場調査費・展示会開催費、PRグッズの製作費や広報パンフレットの作成費等）

③ 上記①、②に加え、下記の要件を全て満たすこと等が必要（規則14条の一、三～八）です。詳しくは、内閣府地方創生推進事務局にご確認ください。

- ・規則第13条規定の特定事業を行うことについて適切かつ確実な計画を有すること
- ・既に事業実施計画について確認を受け、特定事業を実施しているものにあつては、当該特定事業を適正に実施していると認められること
- ・特定の株主グループからの投資の合計が6分の5を超えないこと
- ・未登録・未上場の株式会社で、風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと
- ・大規模法人及びその子会社等の所有に属さないこと

- ・ 特定株式投資契約を締結する会社であること

4. 各手続きにおける必要書類

①事業実施計画の提出（規則3③）

- 事業実施計画（別記様式第1の3）
- 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 計画提出日の属する事業年度の、直前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）
- 計画提出の日における株主名簿
- 常時雇用する従業員数を証する書類（雇用保険、労働保険、賃金台帳等）（P5の「創業及び雇用の促進に係る事業を行う小規模企業者」の場合は雇用契約書又は労働条件通知書の写し）
- 別記様式第1の4による宣言書
- 事業計画書（設立後最初の事業年度を経過していない場合に限る。）
- 法人設立届出書の写し（設立後最初の事業年度を経過していない場合に限る。）

※以上に掲げるもののほか、参考となる書類を求められることがあります。

②「指定会社」の申請（規則15①）

- 指定申請書（別記様式第6）
- 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 申請日の属する事業年度の、直前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）
- 申請日における株主名簿
- 常時雇用する従業員数を証する書類（雇用保険、労働保険、賃金台帳等）（P5の「創業及び雇用の促進に係る事業を行う小規模企業者」の場合は雇用契約書又は労働条件通知書の写し）
- 別記様式第1の4による宣言書
- 確認事業実施計画の写し

※以上に掲げるもののほか、参考となる書類を求められることがあります。

③特定株式投資契約の締結状況（※払込前）の報告（規則17①）

- 報告書（別記様式第6の7）
- 登記事項証明書又はこれに準ずるもの

- 特定株式投資契約を締結する日の属する事業年度の、直前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）
 - 特定株式投資契約の日における株主名簿
 - 常時雇用する従業員数を証する書類（雇用保険、労働保険、賃金台帳等）（P5の「創業及び雇用の促進に係る事業を行う小規模企業者」の場合は雇用契約書又は労働条件通知書の写し）
 - 別記様式第1の4による宣言書
 - 確認事業実施計画の写し
 - 事業計画書（設立後最初の事業年度を経過していない場合に限る。）
 - 法人設立届出書の写し（設立後最初の事業年度を経過していない場合に限る。）
- ※以上に掲げるもののほか、参考となる書類を求められることがあります。

④資金調達後の確認申請（規則17⑥・⑦）

- 申請書（別記様式第6の11）
 - 指定会社の指定書の写し
 - 株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し
 - 取締役の決定があったことを証する書面又は取締役会の議事録の写し
 - 個人が取得した株式についての株式申込証の写し（発起設立時は除く。）又はその総数の引き受けを行う契約を証する書面
 - 払込みがあったことを証する書面（通帳の該当部分など）
 - 特定株式投資契約を締結した契約書の写し
- ※以上に掲げるもののほか、参考となる書類を求められることがあります。

⑤指定に係る事業実施の報告（事業年度終了後1ヶ月以内、規則16①）

- 特定事業に関する実施状況報告書（別記様式第6の4）



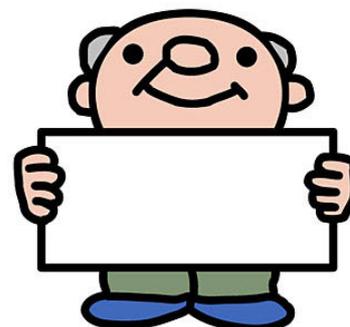
5. 指定会社が投資をする個人に発行する書類

特定株式投資契約締結状況の報告について認定書の交付を受けたときは、当該契約を締結した個人に対し、認定書の交付を受けた旨を証する書面を交付してください。

6. 指定会社が投資をした個人に発行する書類

交付書類	帳票
国家戦略特別区域担当大臣印が押印された確認書	別記様式第6の12
投資をした個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類	
※株式異動状況明細書	

※個人が対象企業の株式を取得した場合、又は対象企業が個人から指定会社株式を譲渡し、若しくは贈与したことの報告を受けた場合、株式異動状況明細書を作成し、個人へ交付してください。



7. 指定会社が税務署に提出する書類

個人が指定会社株式（エンジェル税制を利用していない投資による取得株式も含む。）を譲渡又は贈与したことを知った場合は、その翌年1月31日までに所在地の所轄税務署長に株式異動状況通知書を作成し提出してください。

8. 個人が確定申告のために必要な書類

投資をした個人は、エンジェル税制の適用を受けるために、次の書類を確定申告書に添付して、個人の住所地の所轄税務署に提出することが必要です。

必要書類	帳票
国家戦略特別区域担当大臣の確認書	別記様式第6の12
一定の株主に該当しない旨の確認書	
特定株式投資契約書（※1）の写し	
株式異動状況明細書（※2）	
指定会社が発行した株式取得に要した金額の控除の明細書	（税務署にあります）
指定会社が発行した株式の取得に要した金額の寄付金控除額の計算明細書	（税務署にあります）
☆民法組合及び投資事業有限責任組合を通じた投資の場合は、上記に加えて以下の書類が必要です。	
民法組合あるいは、投資事業有限責任組合の決算書	
投資をした個人の持ち分に応じた計算書（貸借対照表がついたもの）	
投資の明細（各銘柄の取得価額，組合としての取得株式数）	

※1 特定株式投資契約書には、一定の事由を記載する必要があります。12ページの「その他の注意事項」をご参照ください。

※2 個人が対象企業の株式を取得又は譲渡若しくは贈与した場合、対象企業に株式異動状況明細書を作成、交付してもらってください。



9. その他注意事項

◆対象企業への金銭の払込みによる投資（投資契約・組合契約の締結）

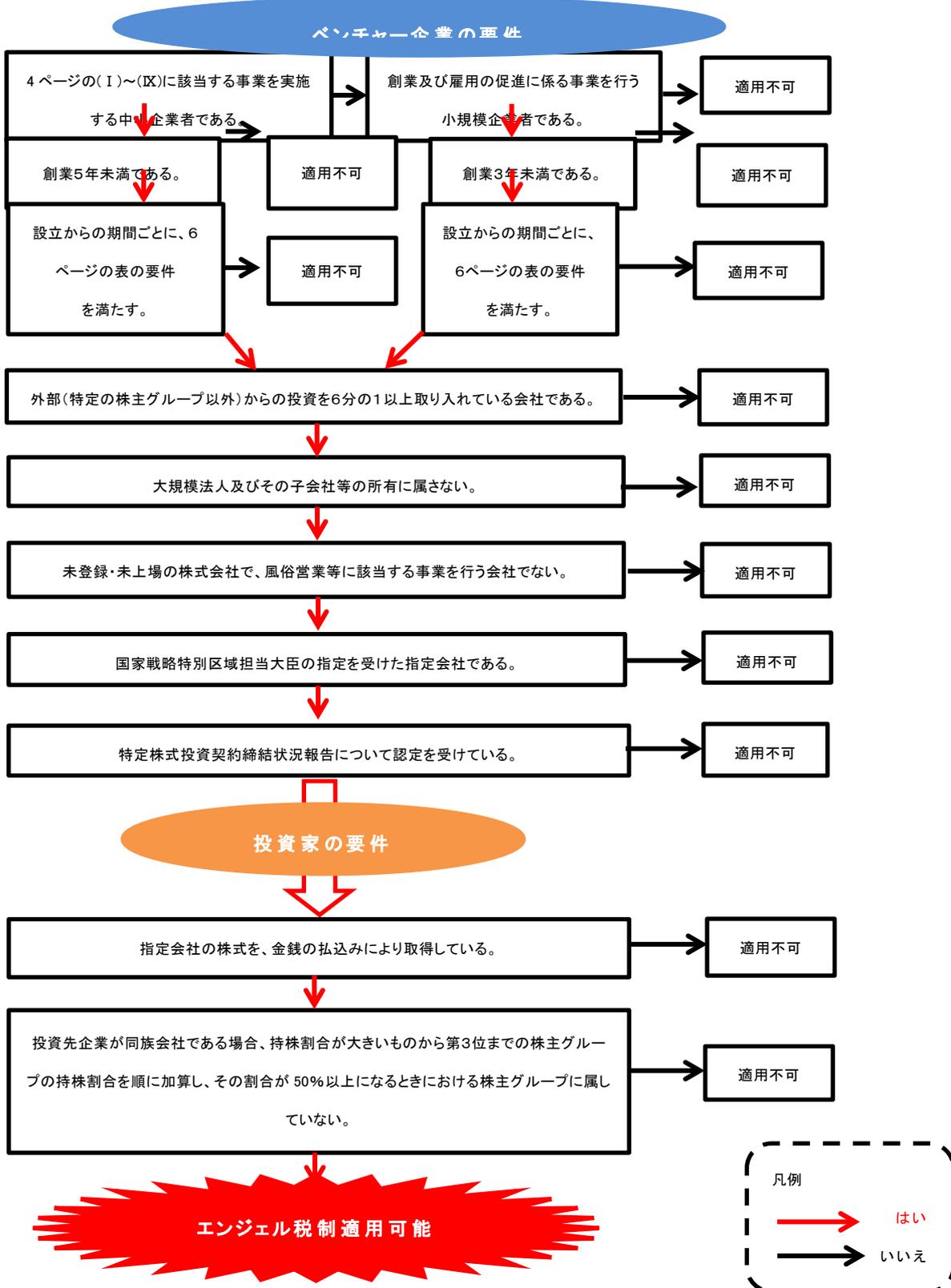
国家戦略特区版エンジェル税制の適用を受けるためには、実際に投資が行われる際に、指定会社と個人との間で、特定事由等について記載した「**特定株式投資契約**」を締結する必要があります。なお、民法組合及び投資事業有限責任組合を経由した投資においても、同様の投資契約及び組合契約が必要です。

◆税務署・内閣府への報告

- (1) 個人が指定会社株式（エンジェル税制を利用していない投資による取得株式も含まれます。）を譲渡又は贈与したことを知った場合は、その翌年1月31日までに株式異動状況通知書を作成し、所在地の所轄税務署長に提出してください。
- (2) 次に掲げる事実があった場合には、この事実について遅滞なく内閣府へ報告してください。
 - (ア) 清算終了又は特別清算終了があった場合
 - (イ) 破産開始決定の手続きに入った場合
 - (ウ) 株式上場又は店頭公開した場合
 - (エ) 増資又は減資を行った場合
 - (オ) 社名変更、所在地の異動その他重要な事実があった場合



10. エンジェル税制要件確認フローチャート



11. 要件確認で特に留意すべき事項

◆同族要件について（個人投資家要件）

減税対象となる個人の要件に、「対象企業が同族会社である場合には、所有割合（持株割合又は議決権保有割合）が大きいものから第3位までの株主（及びその親族やその関係会社）の所有割合を順に加算し、その割合がはじめて50%超になる時における株主に属していないこと」というものがありますが、ここでいう「同族会社」とは親族等のみで経営しているような会社ではなく、「法人税法に規定される同族会社※」をいいます。

なお、法人税法上の同族会社であった場合、すべての投資がエンジェル税制の対象とならないという訳ではありません。同族会社に該当するかどうか、該当した場合に投資を行う個人株主が減税対象になるかどうかについての具体的事例は、最寄りの税務署又は内閣府地方創生推進事務局までお問い合わせください。

※ 法人税法に規定される同族会社とは、その会社の3人以下の株主（及びその親族やその関係会社）が当該企業の株式又は議決権を50%超保有している会社を指します。

12. 国家戦略特区版エンジェル税制相談窓口

内閣府地方創生推進事務局 特区税制担当

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎 6階

TEL 03-5510-2468

